○銃砲刀剣類所持等取締法第29条第1項の規定による申出の取扱 いに関する内規

平成21年5月29日公安委員会內規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第29条 第1項の規定による山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対 する申出(以下単に「申出」という。)の取扱いについて必要な事項を定め るものとする。

(申出の方法等)

- 第2条 申出は、文書、口頭その他適当な方法によりすることができる。
- 2 警察本部又は警察署で申出を受けたときは、生活安全部生活安全企画課を 経由し、公安委員会に報告するものとする。

(調査結果等の報告)

第3条 山口県警察本部長(以下「本部長」という。)又は警察署長は、申出 についての事実関係を調査し、その調査結果、措置状況その他必要な事項を 公安委員会に報告するものとする。

(通知)

- 第4条 公安委員会は、申出についての調査結果又はこれに基づく措置状況を 申出人に通知するものとする。ただし、申出人が通知を求めていない場合そ の他特に通知する必要がないと認められる場合は、この限りでない。 (その他)
- 第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行について必要な事項は、 本部長が定める。